

様式第26（第2条関係）

診療用エックス線装置設置届出事項変更届

年 月 日

豊橋市保健所長 様

病 院 所 在 地  
(診療所) 名 称  
管理者氏名  
電 話 番 号

次のとおり診療用エックス線装置の設置届出事項を変更したので、医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

備考 変更がエックス線診療従事者（医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師）の異動等の場合は、変更前後の全ての従事者の氏名を記載するとともに、新たな従事者については、職種及びエックス線診療に関する経歴を併記してください。

添付書類

- 1 管理区域の変更に関する場合は、平面図、側面図、遮蔽計算書、線量測定結果書及びエックス線障害防止に関する構造設備の概要を記載した書類
- 2 変更が装置の増設又は更新の場合は、新たに設置された装置及びエックス線障害防止に関する構造設備等の概要を記載した書類（遮蔽計算書及び線量測定結果書（移動型又は携帯型の場合は、線量分布図）を含む。）

エックス線装置及びエックス線障害防止に関する構造設備等の概要

1 エックス線装置に関する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	エックス線高 電圧発生装置 の定格出力	連 続 短 時 間 蓄 放 式	キロボルト波高値(kVp)      ミリアンペア (mA) キロボルト波高値(kVp)      ミリアンペア (mA) 秒 キロボルト (kV)                  マイクロファラッド(μF)		
	エ ッ ク ス 線 管 の 数		管球		
	用 途		透視用装置、撮影用装置、胸部集検用間接撮影装置、 治療用装置、輸血用血液照射装置、その他 ( )		
2 エ ッ ク ス 線 装 置 の エ ッ ク ス 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備	共  通	エックス線管 容器及び照射 筒のしゃへい  (利用線錐以 外のエック ス線量)	治療用装置	定格管電圧 50キロボルト以下	装置の接触可能表面から5cmの距離における 空気カーマ率1.0mGy毎時以下・超
				定格管電圧 50キロボルト超	焦点から1mの距離における 空気カーマ率1.0mGy毎時以下・超 装置の接触可能表面から5cmの距離における 空気カーマ率3.0mGy毎時以下・超
			口内法撮 影用装置	定格管電圧 125キロボルト以下	焦点から1mの距離における 空気カーマ率0.25mGy毎時以下・超
			上 記 以 外 の 装 置		焦点から1mの距離における 空気カーマ率1.0mGy毎時以下・超
			コンデン サ式装置	充電状態で、照射 時以外のとき	接触可能表面から5cmの距離における 空気カーマ率2.0μGy毎時以下・超
	利用線錐の総 濾過	口内法撮 影用装置	定格管電圧 70キロボルト以下	アルミニウム当量 1.5mm以上・未満	
		乳房撮 影用装置	定格管電圧 50キロボルト以下	アルミニウム当量 0.5mm以上・未満 又はモリブデン当量 0.03mm以上・未満	
		輸血用血液照射装置、治療用 装置及び上記以外の装置		アルミニウム当量 2.5mm以上・未満	
	移動型及び携帯型装置	使用条件、保管条件等			
	透 視 用 装 置	透視中の患者 への入射線量 率	高線量率透視制御を備えてい ない装置	患者の入射面の利用線錐の中心における 空気カーマ率5.0mGy毎分以下・超	
			高線量率透視制御を備えた装 置	患者の入射面の利用線錐の中心における 空気カーマ率12.5mGy毎分以下・超	
		透視時間の積算、一定時間経過した場合に警 告音等を発することのできるタイマー	有・無		
		焦点皮膚間距離を30センチメートル以上と する装置又は照射を防止するインターロック	有・無 (理由: )		
		受像面を超えないエックス線照射野絞り装置	有・無 (理由: )		
		蛍光板、イメージインテンシファイア等のしゃへい	接触可能表面から10cmの距離における 空気カーマ率150μGy毎時以下・超		
透視時の最大受像面を3センチメートル超え る部分のしゃへい		接触可能表面から10cmの距離における 空気カーマ率150μGy毎時以下・超			
利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへい するための手段	有 (方法: )・無				
撮 影 用	受像面を超えないエックス線照射野絞り装置 (CT装置を除く。)		有・無 (理由: )		
	エックス線 管焦点皮膚	口内法撮 影用装置	定格管電圧 70キロボルト以下	15cm以上・未満 (理由: )	
			定格管電圧 70キロボルト超	20cm以上・未満 (理由: )	

の 概 要	装 置	間距離	歯科用パノラマ断層撮影装置 及び C T 装置	15 cm以上・未満（理由： ）
		（骨塩定量分 析装置を除 く。）	移動型及び携帯型装置並びに 乳房撮影用装置（拡大撮影時に限る。）	20 cm以上・未満（理由： ）
			上 記 以 外 の 装 置	45 cm以上・未満（理由： ）
	操 作 場 所	移動型及び携帯型装置並びに 手術に使用する装置	エックス線管焦点及び患者から2 m以上・未満	
胸 部 検 査 用 間 接 撮 影 装 置	受像面有効面積外照射防止装置（角錐型照射筒）	有・無（理由： ）		
	受 像 器 の 一 次 防 護 し ゃ へ い	接触可能表面から10 cmの距離における 空気カーマ1.0 $\mu$ Gy毎ばく射以下・超		
	被照射体周囲の箱状しゃへい物（装置の操作 者等が室外へ容易に退避できない場合）	しゃへい物表面から10 cmの距離における 空気カーマ1.0 $\mu$ Gy毎ばく射以下・超		
治 療 装 置	ろ 濾 過 板 が 引 き 抜 か れ た と き の エ ク ス 線 を 遮 断 す る イ ン タ ー ロ ク ク （ 近 接 照 射 治 療 装 置 を 除 く。 ）	有・無		
3 エ ク ス 線 診 療 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 の 概 要	診療室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等 のしゃへい	画壁等の外側における実効線量 1 mSv/週以下・超		
	操 作 室	有・無（理由： ）		
	エ ッ ク ス 線 装 置 使 用 中 表 示 装 置			
	エックス線診療室である旨の標識を付ける箇所			
4 エ ク ス 線 診 療 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 予 防 措 置 の 概 要	管 理 区 域	管 理 区 域 の し ゃ へ い	管理区域の境界における実効線量 1.3 mSv/3月以下・超	
		さ く 等 の 立 入 制 限 措 置		
		管理区域である旨の標識を付ける箇所	患者用・職員用・共用の出入口扉 又は付近の 箇所	
	注 意 事 項 の 掲 示 等	注 意 事 項 を 掲 示 す る 箇 所	患者用： 職員用：	
		敷 地 の 境 界 等 に お け る 防 護	敷地内居住区域及び敷地の境界における 実効線量250 $\mu$ Sv/3月以下・超	
		患者の被ばく防止（診療により被ばくする 放射線を除く。）	病室における実効線量 1.3 mSv/3月以下・超	
		放射線診療従事者等の被ばく防止等	外部被ばくを少なくする措置 有・無 被ばく線量測定器 有・無	